

一般社団法人三重県建築士会 国登録有形文化財「建造物」パネル貸し出し規程

令和3年3月3日制定

文化庁の補助を受けて、令和2年度に実施した「国登録有形文化財〔建造物〕パネル展」で作成・使用したパネル等を希望する団体や地域に貸し出すことが出来る規程を以下のように定める。

1. 貸し出し対象事業

- (1) (一社) 三重県建築士会支部の事業
- (2) 三重県及び県内各市町が開催する事業並びにそれぞれの教育委員会が開催する事業
- (3) (一社) 三重県建築士会会員が在籍し関与している団体が開催する事業
- (4) その他 (一社) 三重県建築士会歴史・景観まちづくり委員会が認める事業

2. 貸し出し費用

- (1) 貸し出しは無償とする。

ただし、開催する事業が有償の場合はこの限りではない。別途、歴史・景観まちづくり委員会で検討する。

3. 貸し出し方法

- (1) 申込書(別紙)を2週間前までに建築士会事務局へ提出し、事務局はパネル貸し出し規程に合致している場合は貸し出すこととし、その旨を、歴史・景観まちづくり委員会に連絡する。
貸し出しは先着順とする。
- (2) 貸し出しパネルは、必要とする地域別とする。
 - ・貸し出しは、歴史・景観まちづくり委員会委員又は事務局の立会いを要する。
 - ・必要とするパネルは開催者が、建築士会事務局へ取りに来ること。
 - ・来訪者配布用パンフレットは必要部数提供するが、作成した枚数が無くなり次第提供しない。

4. 事業者の展示

- (1) 展示中は常時監視員を配置すること。
- (2) 歴史・景観まちづくり委員会のアドバイスを希望する場合は、事務局へ申し出ること。この場合は、交通費等諸経費が必要となる。

5. 返却方法

- (1) パネル展示終了後速やかに(一週間以内)建築士会事務局に返却すること
- (2) 返却時に歴史・景観まちづくり委員会委員又は建築士会事務局の確認を受けること

(3) 事業終了後1ヶ月以内に、実施事業報告書を提出すること。

6. パネル当貸出期間

(1) 令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間とする。

(2) パネル等が経年劣化等により貸し出しできない状態となった場合は、(1)の期間であっても貸し出しをしないこととする。

7. その他

(1) パネルの紛失、破損等がある場合は実費弁償とする。

(2) 貸し出し・返却は、建築士会事務局の業務時間内とする。

○この規定の設定及び改廃は、歴史・景観まちづくり委員会に諮り理事会の決議による。

○この規定は令和3年3月3日より適用する。